

9 様式

⑨様式第1号

(日本工業規格B列4番)

雇用奨励金受給資格決定申請書

受給資格決定に関する事項		申請者		事業所名		産業分類	
		支給対象者の状況		事業主名		従業員数	
				事業所在地	(TEL)		
		氏名					
		生年月日	明大昭	年 月 日	明大昭	年 月 日	明大昭
		性別	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女
		雇用年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		現住所					
		支給対象者の確認印	欄を確認した印	欄を確認した印	欄を確認した印	欄を確認した印	欄を確認した印

上記の者にかかる雇用奨励金を受けたいので申請します。

なお、上記のものを雇用奨励金受給満了後において常用船員として雇用します。

年 月 日

運輸局長 殿

事業主 名

処 理 欄	受給資格 決定年月日	年 月 日	欄の者に係る雇用奨励金受給資格		欄の者に係る雇 用奨励金受給資格	欄の者に係る雇 用奨励金受給資格	欄の者に係る雇 用奨励金受給資格
	受給資格 決定番号	第 号	〔有 ・ 無〕		〔有 ・ 無〕	〔有 ・ 無〕	〔有 ・ 無〕
	決 定 人 数	人	受給資格を決定しない理由		受給資格を決定し ない理由	受給資格を決定し ない理由	受給資格を決定し ない理由
所 長		係 長	係				

注1 印欄は記入しないで下さい。

- 2 「 の産業分類」欄は、当該事業所において行う主たる事業内容を、日本標準産業分類の細分類(又は小分類)によつて記入すること。
- 3 「 支給対象者の確認印」欄は支給対象者に 欄を確認させ、私印を捺印させて下さい。ただし、解雇・死亡の場合で捺印できないときはその必要はありません。
- 4 この申請書は支給対象者を雇用した日から起算して1月以内に事業所を管轄する地方運輸局にすみやかに提出して下さい。
- 5 「雇用奨励金支給申請書(様式第4号)」を提出する場合は「雇用奨励金受給資格決定通知書(様式第3号)」を添付して下さい。

就 職 証 明 書

氏 名	
生 年 月 日 性 別	明 大 昭 年 月 日生 男・女
住 所	
就職先事業所名及び事業主名	
事 業 所 所 在 地	
就 業 年 月 日	年 月 日
備 考	

上記の者は、当運輸局の紹介により常用船員として就職した者であることを証明する。

昭和 年 月 日

運 輸 局 長 ㊤

雇用奨励金受給資格決定通知書

受給資格決定に関する事項	申請者	事業所名		産業分類		
		事業主名		従業員数		
		事業所所在地	(TEL)			
	支給対象者の状況	氏名性別 生年月日 性	明大昭 年月日 男・女	明大昭 年月日 男・女	明大昭 年月日 男・女	明大昭 年月日 男・女
		雇用日 年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		現住所				
受給資格決定年月日	年月日	欄の者に 係る雇用奨 励金受給資 格	欄の者に 係る雇用奨 励金受給資 格	欄の者に 係る雇用奨 励金受給資 格	欄の者に 係る雇用奨 励金受給資 格	
受給資格決定番号	第 号	〔有・無〕	〔有・無〕	〔有・無〕	〔有・無〕	

雇用奨励金の受給資格について上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

運 輸 局 長 ㊤

殿

この処分に不服のあるときは、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日(ただし、処分があつた日の翌日から起算して1年)以内に運輸大臣に対して審査請求することができます。

僱用獎勵金支給母體圖書

[illegible]

する事項	支給対象者確認印	欄を確認した ⑤印	欄を確認した ⑤印	欄を確認した ⑤印	欄を確認した ⑤印	欄を確認した ⑤印	欄を確認した ⑤印
	支給対象者が解雇・ 退職・死亡又は日雇と なつた理由と年月日 (年 月 日)						(年 月 日)
上記により雇用奨励金の支給を申請します。 年 月 日 運輸局長 殿							
申請事業主 氏名 ⑤印							
処 理 欄	支給決定額の内訳	円	円	円	円	円	円
	支給決定額	人 円					
	支給決定年月日	年 月 日					
	支給決定番号	第 号					
	備考						
所長	係長						
	係						

注1 印欄は記入しないで下さい。

2 欄は「雇用奨励金受給資格決定通知書」に記載されたものから記入して下さい。

3 「支給対象者確認印」欄は支給対象者に 欄を確認させ私印を捺印させて下さい。

4 この申請書は、支給対象者を雇用した日の属する月の翌月から起算して最初の6月を第1期、次の6月を第2期とした各期の経過すること
に、支給対象期の経過後1月以内に事業所を管轄する地方運輸局長に申請して下さい。

㊤ 様式第5号

(日本工業規格B列4番)

支給決定 号

雇用奨励金支給決定通知書

殿

昭和 年 月 日付けで支給の申請があつた雇用奨励金について、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

昭和 年 月 日

運輸局長

㊤

記

支給決定金額		金 円	
支給対象者氏名		支給金額	備考
		円	
支給方法	送 金：国庫送金通知書が、船員職業安定所長から送付されますので希望銀行で受領下さい。 銀行振込：国庫金振込通知書が地方運輸局長から送付されますので、ご承知下さい。		

- この決定に不服のあるときは、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日(ただし、処分のあつた日の翌日から起算して1年)以内に運輸大臣に対して審査請求することができます。
- 雇用奨励金の返還
次の各号のいずれかに該当する場合は雇用奨励金の返還を求めます。
 - 偽りその他不正の手段により、雇用奨励金の支給を受けた場合。
 - 支給期間中次のイから二までのいずれかに該当する場合を除き支給対象者を雇用しなくなつた場合。
 - 支給対象者の責に帰すべき事由により解雇した場合
 - 支給対象者の都合により退職した場合
 - 支給対象者が死亡した場合
 - 天災その他地方運輸局長がやむを得ないと認める事由により事業の継続が不可能となつたため解雇した場合
- 地方運輸局長から雇用奨励金の支給に関して報告または調査を求められたときは御協力下さい。

雇用奨励金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

運輸局長 印

昭和 年 月 日付けをもつて貴殿に対して行つた雇用奨励金(支給金額
円)の支給処分のうち、 に係る支給処分(支給金額 円)については、下
記の理由により、取り消したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して
60日(ただし、処分があつた日の翌日から起算して1年)以内に、運輸大臣に対して審査請求
することができます。

記

理 由